

# 清川村個人情報保護条例

## 目次

第1章 総則（第1条～第6条）

第2章 実施機関の義務（第7条～第16条）

第3章 開示、訂正及び利用停止の請求権

第1節 開示請求権（第17条～第30条）

第2節 訂正請求権及び利用停止請求権（第31条～第47条）

第3節 不服申立て（第48条～第53条）

第4章 雑則（第54条～第60条）

第5章 罰則（第61条～第65条）

## 附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、個人の尊厳を保つ上で個人情報が必要であることにかんがみ、個人情報の取扱いに関する必要な事項並びに村の実施機関が保有する自己の個人情報の開示、訂正及び利用停止を請求する権利を定めることにより、個人の権利利益の保護を図り、もって基本的人権及び公正で民主的な村政の推進に資することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 実施機関 村長、議会、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会及び固定資産評価審査委員会をいう。
- (2) 実施機関の職員 実施機関に属する地方公務員（地方公務員法(昭和25年法律第261号)第2条に規定する地方公務員をいい、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第43条第1項の規定により教育委員会がその服務について監督権を有する者を含む。）であって、議会の議員(議会の議員が、議会の議員以外の地方公務員として個人情報を取り扱う場合を除く。)以外のものをいう。
- (3) 個人情報 個人に関する情報(個人が営む事業に関して記録された情報に含まれる当該個人に関する情報及び法人その他の団体に関して記録された情報に含まれる当該法人その他の団体の役員に関する情報を除く。)であって、特定の個人が識別され、

又は他の情報と照合することで特定の個人が識別され得るものをいう。

(4) 保有個人情報 実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した個人情報であって、当該実施機関の職員が組織的に利用するものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。ただし、村政情報（清川村情報公開条例(平成12年清川村条例第22号)第2条第2号に規定する村政情報をいう。以下同じ。）に記録されているものに限る。

(5) 本人 個人情報から識別され、又は識別され得る個人をいう。

(実施機関及び実施機関の職員の責務)

第3条 実施機関は、個人情報の適正な取扱い及び個人情報の保護に関し必要な措置を講じなければならない。

2 実施機関の職員は、職務上知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(事業者の責務)

第4条 事業者（事業を営む法人その他の団体（国、独立行政法人等（独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号）第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。）、地方公共団体及び地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）を除く。第19条第3号において「法人等」という。）又は事業を営む個人をいう。）は、その事業の実施に当たって個人情報を取り扱うときは、個人情報の保護の重要性を認識し、個人情報の取扱いに伴う個人の権利利益の侵害の防止に関し必要な措置を講ずるとともに、個人情報の保護に関する村の施策に協力しなければならない。

(村民の役割)

第5条 村民は、個人情報の保護の重要性を認識し、他人の個人情報をみだりに取り扱わないようにするとともに、自ら個人情報の保護を心掛けることによって、個人情報の保護に積極的な役割を果たすものとする。

(国及び地方公共団体等への要請)

第6条 村長は、個人情報の保護を図るため必要があると認めるときは、国、独立行政法人等、他の地方公共団体の機関又は地方独立行政法人に対して協力を求めるものとする。

## 第2章 実施機関の義務

(取扱いの制限)

第7条 実施機関は、次に掲げる事項に関する個人情報を取り扱ってはならない。ただし、

法令又は条例（以下「法令等」という。）の規定に基づいて取り扱うとき、又はあらかじめ清川村情報公開・個人情報保護審議会（以下「審議会」という。）の意見を聴いた上で事務又は事業（以下「事務事業」という。）の目的達成のために必要があると認め取り扱うときは、この限りでない。

- (1) 思想、信条及び宗教
  - (2) 人種及び民族
  - (3) 犯罪歴
  - (4) 社会的差別の原因となる社会的身分
- （収集の制限）

第8条 実施機関は、個人情報を収集するときは、あらかじめ個人情報を取り扱う目的（以下「取扱目的」という。）を明確にし、当該取扱目的の達成のために必要な範囲内で適法かつ公正な手段により収集しなければならない。

2 実施機関は、個人情報を収集するときは、本人から収集しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

- (1) 法令等の規定に基づき収集するとき。
- (2) 本人の同意に基づき収集するとき。
- (3) 個人の生命、身体又は財産の安全を守るため緊急かつやむを得ない必要があると認め収集するとき。
- (4) 出版、報道その他これらに類する行為により公にされたものから収集するとき。
- (5) 所在不明、精神上的障害による事理を弁識する能力の欠如等の理由により、本人から収集することが困難であるとき。
- (6) 審議会の意見を聴いた上で、本人から収集することにより、本村の機関又は国の機関、独立行政法人等、他の地方公共団体の機関若しくは地方独立行政法人が行う当該事務事業の性質上その目的の達成に支障が生じ、又は公正若しくは円滑な実施を困難にするおそれがあることその他本人以外の者から収集することに相当な理由があることを実施機関が認めて収集するとき。

3 実施機関は、前項第3号又は第6号の規定に該当して本人以外の者から個人情報を収集したときは、その旨及び当該個人情報に係る取扱目的を本人に通知しなければならない。ただし、審議会の意見を聴いた上で適当と認めたときは、この限りでない。

4 法令等の規定に基づく申請、届出その他これに類する行為に伴い、当該申請、届出そ

の他これに類する行為を行おうとする者以外の個人に関する個人情報が収集されたときは、当該個人情報は、第2項第2号の規定による収集がされたものとみなす。

(適正な管理)

第9条 実施機関は、取扱目的に必要な範囲内で、保有個人情報を正確、かつ最新の状態に保つよう努めなければならない。

2 実施機関は、保有個人情報の漏えい、滅失及びき損の防止その他の保有個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

3 実施機関は、取扱目的に関し保存する必要がなくなった保有個人情報を確実に、かつ、速やかに廃棄し、又は消去しなければならない。ただし、歴史的文化的資料の保存を目的として保存される保有個人情報については、この限りでない。

(指定管理者による個人情報の取扱い)

第10条 実施機関は、指定管理者(地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。)が、公の施設(同法第244条第1項に規定する公の施設をいう。次条において同じ。)の管理の業務を通じて取得した個人情報を適切に取り扱わせるため、必要な措置を講じなければならない。

(委託に伴う措置)

第11条 実施機関は、個人情報の取扱いを伴う業務又は事業の全部又は一部を実施機関以外の者に委託する契約をするときは、当該契約において、個人情報の適切な取扱いについて受託者が講ずべき措置を明らかにしなければならない。

(受託業務等に従事する者の義務)

第12条 実施機関から個人情報を取り扱う事務を受託した者は、当該受託事務において、個人情報の漏えい、滅失及びき損の防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

2 前項の受託業務又は第10条に規定する公の施設の管理に係る業務に従事している者又は従事していた者は、当該受託業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。

(利用及び提供の制限)

第13条 実施機関は、個人情報を収集したときの取扱目的の範囲を超えて当該実施機関内部若しくは実施機関相互において当該個人情報を利用し、又は実施機関以外のものに提供してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

- (1) 法令等の規定に基づき利用し、又は提供するとき。
- (2) 本人の同意に基づき利用し、若しくは提供するとき、又は本人に提供するとき。
- (3) 個人の生命、身体又は財産の安全を守るため緊急かつやむを得ない必要があると認めて利用し、又は提供するとき。
- (4) 前3号に掲げる場合のほか、審議会の意見を聴いた上で必要であると認めて利用し、又は提供するとき。

2 実施機関は、前項第3号又は第4号の規定に該当して個人情報を利用し、又は提供したときは、その旨及びその目的を本人に通知しなければならない。ただし、審議会の意見を聴いた上で適当と認めるときは、この限りでない。

(オンライン結合による提供)

第14条 実施機関は、公益上の必要があり、かつ、個人の権利利益を侵害するおそれがないと認められるときでなければ、オンライン結合(当該実施機関が管理する電子計算機と実施機関以外の者が管理する電子計算機その他の機器とを通信回線を用いて結合し、当該実施機関が保有する個人情報を当該実施機関以外の者が随時入手し得る状態にする方法をいう。次項において同じ。)による個人情報の提供を行ってはならない。

2 実施機関は、オンライン結合による個人情報の提供を新たに開始しようとするときは、あらかじめ、審議会の意見を聴かなければならない。その内容を変更しようとするときも、同様とする。

(保有個人情報の提供を受ける者に対する措置要求)

第15条 実施機関は、第13条第1項又は前条第1項の規定に基づき、保有個人情報を提供する場合において、必要があると認めるときは、保有個人情報の提供を受ける者に対し、提供に係る個人情報について、その利用の目的若しくは方法の制限その他必要な制限を付し、又はその漏えいの防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講ずることを求めなければならない。

(個人情報取扱事務の登録等)

第16条 実施機関は、個人情報を取り扱う事務(個人の氏名、生年月日その他の記述又は個人別に付された番号、記号その他の符号により個人を検索し得る形で個人情報が記録された村政情報を使用する事務に限る。この条において「個人情報取扱事務」という。)について、次に掲げる事項を記載した個人情報取扱事務登録簿を備えなければならない。

- (1) 個人情報取扱事務の名称

- (2) 個人情報取扱事務の目的
  - (3) 個人情報取扱事務を所管する組織の名称
  - (4) 個人情報の収集の方法
  - (5) 個人情報の利用等の範囲
  - (6) 個人情報の記録の内容
- 2 前項に規定する村政情報には、次に掲げるものは含まない。
- (1) 本村の機関又は国、独立行政法人等、他の地方公共団体若しくは地方独立行政法人の職員に関する個人情報で、専らその職務の遂行に関するものが記録されたもので実施機関が定めるもの
  - (2) 本村の機関の職員(職員であった者を含む。)の人事、給与その他の勤務条件に関するものが記録されたもので実施機関が定めるもの
  - (3) 一般に入手し得る刊行物等
- 3 実施機関は、個人情報取扱事務を新たに開始しようとするときは、あらかじめ、当該個人情報取扱事務について個人情報取扱事務登録簿に登録しなければならない。登録した事項を変更しようとするときも、同様とする。
- 4 実施機関は、前項の規定により登録したときは、遅滞なく、登録した事項を審議会に報告しなければならない。この場合において、審議会は、当該事項について意見を述べることができる。
- 5 実施機関は、第3項の規定により登録した個人情報取扱事務を廃止したときは、遅滞なく、当該個人情報取扱事務に係る登録を抹消し、その旨を審議会に報告しなければならない。
- 6 実施機関は、個人情報取扱事務登録簿を一般の閲覧に供さなければならない。

### 第3章 開示、訂正及び利用停止の請求権

#### 第1節 開示請求権

(自己情報の開示請求権)

第17条 何人も、この条例の定めるところにより、実施機関が保有する自己の保有個人情報(前条第2項各号に掲げるものを除く。以下同じ。)の開示(保有個人情報が存在しないときにその旨を知らせることを含む。以下同じ。)を請求することができる。

- 2 未成年者又は成年被後見人の法定代理人は、本人に代わって前項の開示の請求(以下「開示請求」という。)をすることができる。

( 開示請求の手続 )

第18条 開示請求をしようとする者は、当該開示請求に係る保有個人情報を保有している実施機関に対して、次に掲げる事項を記載した請求書（第3項において「開示請求書」という。）を提出しなければならない。ただし、公表することを目的として作成し、又は取得した個人情報その他の明らかに開示することができる個人情報であって、実施機関が当該請求書の提出を要しないと認めたときは、この限りでない。

- (1) 開示請求をしようとする者の氏名及び住所
- (2) 開示請求に係る個人情報の内容
- (3) その他実施機関が定める事項

2 開示請求をしようとする者は、実施機関に対して当該開示請求に係る保有個人情報の本人であること（前条第2項の規定による開示請求にあつては、開示請求に係る保有個人情報の本人の法定代理人であること。）を確認するために必要な書類で実施機関が定めるものを提出し、又は提示しなければならない。

3 実施機関は、開示請求書に形式上の不備があると認めるときは、開示請求者に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。この場合において、実施機関は、開示請求者に対し、補正の参考となる情報を提供するよう努めなければならない。

( 保有個人情報の開示義務 )

第19条 実施機関は、開示請求があつたときは、開示請求に係る保有個人情報に次の各号に掲げる情報（以下「不開示情報」という。）のいずれかが含まれている場合を除き、開示請求者に対し、当該保有個人情報を開示しなければならない。

- (1) 開示請求者（第17条第2項の規定により未成年者又は成年被後見人の法定代理人が本人に代わって開示請求をする場合にあつては、当該本人をいう。次号及び第3号並びに第27条第1項において同じ。）の指導、診断、評価、選考、相談等に関する情報であつて、開示請求者に開示をすることにより、当該指導、診断、評価、選考、相談等に著しい支障が生ずるおそれがあるもの
- (2) 開示請求者以外の個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であつて、当該情報から特定の個人が識別され、又は他の情報と照合することで特定の個人が識別され得るもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

ア 法令の規定により又は慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報

イ 法令の規定に基づく許可、届出その他これらに相当する行為に際して作成し、又は取得した情報であって、開示することが公益上必要であると認められる情報

ウ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報

エ 公務員等（国家公務員法（昭和22年法律第120号）第2条第1項に規定する国家公務員（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第2項に規定する特定独立行政法人の役員及び職員を除く。）、独立行政法人等の役員及び職員並びに地方公務員法（昭和25年法律第261号）第2条に規定する地方公務員、地方独立行政法人の役員及び職員をいう。）の職員に関する情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る情報

(3) 法人等に関する情報又は開示請求者以外の事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、開示することにより、当該法人等及び当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害することが明らかに認められるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

ア 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報及びこれらの情報に準ずる情報で開示することが公益上必要であると認められる情報

イ 消費生活の安定に対する支障から消費者を保護するために、開示することが必要であると認められる情報及びこれらの情報に準ずる情報で開示することが公益上必要であると認められる情報

(4) 村の機関の内部若しくは機関相互又は村の機関と国の機関若しくは他の地方公共団体(以下「国等」という。)の機関、独立行政法人等若しくは地方独立行政法人との間における審議、検討、協議、調査研究等に関する情報であって、開示することにより率直な意見交換若しくは意思決定の公正性が不当に損なわれるおそれ、不当に村民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え、若しくは不利益を及ぼすおそれのあるもの

(5) 村の機関、国等の機関、独立行政法人等若しくは地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であって、開示することにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の公正又は円滑な実施に支障を及ぼすおそれがあるもの



ア 監査、検査又は試験に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ

イ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、村、国等又は独立行政法人等の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ

ウ 調査研究に係る事務に関し、公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ

エ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ

(6) 地方自治法(昭和22年法律第67号)第245条の9第2項及び第3項の規定による基準又はその他の法令の規定により、開示することができないと認められる情報

(7) 開示することにより、人の生命、健康、生活若しくは財産を害し、又は社会的な地位の保護、犯罪の予防、捜査その他公共の安全と秩序の維持に支障が生ずるおそれがあると認められる情報

(8) 未成年者又は成年被後見人の法定代理人による開示請求がなされた場合であって、開示請求の対象となった個人情報の開示をすることが当該未成年者又は当該成年被後見人の利益に反すると認められるとき。

(一部開示)

第20条 実施機関は、開示請求に係る保有個人情報の一部に不開示情報が含まれている場合において、不開示情報に該当する部分を容易に区分して除くことができるときは、開示請求者に対し、当該部分を除いた部分につき開示しなければならない。

2 開示請求に係る保有個人情報に前条第2号に規定する情報(開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものに限る。)が含まれている場合において、当該情報のうち、氏名、生年月日その他の開示請求者以外の特定個人を識別することができることとなる記述等の部分を除くことにより、開示しても、開示請求者以外の個人の正当な権利利益を害するおそれがないと認められるときは、当該部分を除いた部分は、同号に規定する情報に含まれないものとみなして、前項の規定を適用する。

(裁量的開示)

第21条 実施機関は、開示請求に係る保有個人情報に不開示情報が含まれている場合であっても、個人の権利利益を保護するため特に必要があると認めるときは、当該保有個人情報を開示することができる。

(保有個人情報の存否に関する情報)

第22条 実施機関は、開示請求に係る保有個人情報が存在しているか否かを答えるだけで、第19条各号のいずれかに該当し、不開示情報を開示することとなるときは、当該保有個

個人情報の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる。

- 2 実施機関は、前項の規定により開示請求を拒否したときは、その旨を審議会に報告しなければならない。

(開示請求に対する決定等)

第23条 実施機関は、開示請求に係る保有個人情報の全部又は一部を開示するときは、その旨の決定をし、開示請求者に対し、その旨並びに開示する日時及び場所を書面により通知しなければならない。ただし、第三者に関する情報が含まれていない場合に限り、直ちに保有個人情報が開示できるときには、口頭で通知することができる。

- 2 実施機関は、開示請求に係る保有個人情報の全部を開示しないとき(開示請求に係る保有個人情報を保有していないときを含む。)は、開示をしない旨の決定をし、開示請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

- 3 実施機関は、前条第1項の規定により開示請求を拒否するときは、開示請求を拒否する旨の決定をし、開示請求者に、その旨を書面により通知しなければならない。

- 4 第1項及び第2項の規定により開示請求に係る保有個人情報の全部又は一部を開示しない旨の決定をした場合においては、実施機関は、その理由をこれらの規定により通知する書面に付記しなければならない。この場合において、保有個人情報の全部又は一部についての開示が可能となる時期が明らかであるときは、その旨をこれらの規定により通知する書面に付記しなければならない。

(開示決定等の期限)

第24条 実施機関は、前条第1項から第3項までの決定(以下「開示決定等」という。)を、開示請求があった日から起算して15日以内にしなければならない。ただし、第18条第3項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、この期間に算入しない。

- 2 実施機関は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、第1項に規定する期間を開示請求のあった日から起算して60日以内に限り延長することができる。この場合において、実施機関は、開示請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

(開示決定等の期限の特例)

第25条 開示請求に係る保有個人情報が著しく大量であつて、前条で規定する期間内に開示決定等を行うことにより、事務の遂行に著しく支障が生ずるおそれがある場合等やむ

を得ない事情があるときは、実施機関は、同条の規定にかかわらず、相当の期間内に開示決定等を行うことができる。この場合において、実施機関は、同条に規定する期間内に次の事項を開示請求者に書面により通知しなければならない。

(1) 前条の期間内に開示決定等を行うことができない理由

(2) 開示決定等を行うことができる期限

(事案の移送)

第26条 実施機関は、開示請求に係る保有個人情報がある実施機関から提供されたものであるときその他の実施機関において開示決定等を行うことにつき正当な理由があるときは、当該他の実施機関と協議の上、当該他の実施機関に対し、事案を移送することができる。この場合において、移送をした実施機関は、開示請求者に対し、事案を移送した旨を書面により通知しなければならない。

2 前項の規定により事案が移送されたときは、移送を受けた実施機関において、当該開示請求についての開示決定等を行わなければならない。この場合において、移送をした実施機関が移送前にした行為は、移送を受けた実施機関がしたものとみなす。

3 前項の場合において、移送を受けた実施機関が第23条第1項の決定（以下「開示決定」という。）をしたときは、当該実施機関は、開示の実施を行わなければならない。この場合において、移送をした実施機関は、当該開示の実施に関して必要な協力をしなければならない。

(第三者に対する意見書提出の機会の付与等)

第27条 開示請求に係る保有個人情報に村、国等、独立行政法人等、地方独立行政法人及び開示請求者以外の者（この条及び第47条において「第三者」という。）に関する情報が含まれているときは、実施機関は、開示決定等を行うに当たって、当該情報に係る第三者に対し、当該第三者に関する保有個人情報の内容その他実施機関の定める事項を通知して、意見書を提出する機会を与えることができる。

2 前項に規定する第三者に関する情報が、第19条第2号ウ若しくは同条第3号アに規定する情報であるとき又は第21条の規定により開示しようとするときは、実施機関は、開示決定を行うに当たって、あらかじめ、当該第三者に開示決定に関して意見書を提出する機会を与えなければならない。ただし、当該第三者の所在が判明しない場合は、この限りでない。

3 実施機関は、第三者により開示に反対する意見書が提出された保有個人情報を開示し

ようとする場合は、開示を決定した旨及びその理由並びに開示を実施する日を当該第三者に通知しなければならない。この場合において、開示決定日と開示を実施する日との間に少なくとも2週間の期間を置かなければならない。

(開示の方法)

第28条 保有個人情報の開示は、当該保有個人情報が文書、図画又は写真(これらを撮影したフィルムを含む。)に記録されているときは閲覧又は写しの交付により、電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。)に記録されているときは実施機関が別に定める方法により行う。

- 2 文書又は図画の閲覧による保有個人情報の開示にあつて、当該保有個人情報が記録されている文書又は図面の保存に支障を生ずるおそれがあると認めるときその他正当な理由があるときは、その写しにより保有個人情報の開示を行うことができる。
- 3 保有個人情報の開示を受ける者は、当該開示を受ける者が当該開示に係る保有個人情報の本人であること(第18条第2項の規定による開示請求に係る開示にあつては、当該開示に係る保有個人情報の本人の法定代理人であること。)を確認するために必要な書類で実施機関が定めるものを提示しなければならない。

(開示の特例)

第29条 実施機関があらかじめ定めた保有個人情報については、第18条第1項の規定にかかわらず、開示請求は、口頭により行うことができる。

- 2 実施機関は、前項の規定によりあらかじめ定めた保有個人情報について開示請求があつたときは、第23条第1項から第3項まで及び第24条の規定にかかわらず、開示又は不開示の決定をしないで、速やかに、前条第1項又は第2項に規定する方法により開示をするものとする。

(費用負担)

第30条 第28条第1項及び第2項の規定による開示をするに当たり、村政情報(複写したものを含む。)その他の写しの交付を行う場合にあつては、当該写しの交付に要する費用は、開示請求者の負担とする。

第2節 訂正請求権及び利用停止請求権

(訂正請求権)

第31条 何人も、自己を本人とする保有個人情報の内容が事実でないとき認めるときは、そ

の訂正（追加及び削除を含む。以下同じ。）を請求することができる。

- 2 未成年者又は成年被後見人の法定代理人は、本人に代わって前項の規定による訂正の請求（以下「訂正請求」という。）をすることができる。ただし、当該本人の利益に反すると実施機関が認めるときは、この限りでない。

（訂正請求の手續）

第32条 訂正請求をしようとする者は、当該訂正請求に係る保有個人情報を保有している実施機関に対して、次に掲げる事項を記載した請求書を提出しなければならない。

- （1）訂正請求をしようとする者の氏名及び住所
- （2）訂正請求に係る保有個人情報の内容
- （3）訂正を求める箇所及び訂正の内容
- （4）その他実施機関が定める事項

- 2 訂正請求をしようとする者は、当該訂正の内容が事実と合致することを証明する書類を提出し、又は提示しなければならない。

- 3 第18条第2項及び第3項の規定は、訂正請求について準用する。

（個人保有情報の訂正義務）

第33条 実施機関は、訂正請求があった場合において、当該訂正請求に理由があると認めるときは、当該訂正請求に係る保有個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、当該保有個人情報の訂正をしなければならない。

（訂正請求に対する決定等）

第34条 実施機関は、訂正請求に係る保有個人情報の訂正をするときは、その旨の決定をし、訂正請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

- 2 実施機関は、訂正請求に係る保有個人情報の訂正をしないときは、その旨の決定をし、訂正請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

（訂正決定等の期限）

第35条 実施機関は、前条各項の決定（以下「訂正決定等」という。）を、訂正請求があった日から起算して30日以内にしなければならない。ただし、第32条第3項において準用する第18条第3項の規定による補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、この期間に算入しない。

（訂正決定等の期限の特例）

第36条 実施機関は、訂正決定等に特に長期間を要すると認めるときは、前条の規定にか

かわらず、相当の期間内に訂正決定等を行うことができる。この場合において、実施機関は、同条に規定する期間内に次の事項を訂正請求者に書面により通知しなければならない。

(1) 前条の期間内に訂正決定等を行うことができない理由

(2) 訂正決定等を行うことができない理由

(事案の移送)

第37条 第26条の規定は、訂正請求について準用する。この場合において、同条第1項中「開示請求」とあるのは「訂正請求」と、「開示決定等」とあるのは「訂正決定等」と、「開示請求者」とあるのは「訂正請求者」と、同条第2項中「開示請求」とあるのは「訂正請求」と、「開示決定等」とあるのは「訂正決定等」と、同条第3項中「開示決定」とあるのは「訂正決定」と、「開示の実施」とあるのは「訂正の実施」と、「第23条第1項の決定」とあるのは「第34条第1項の決定」と読み替えるものとする。

(個人情報存否に関する情報)

第38条 第22条の規定は、訂正請求について準用する。この場合において、同条中「開示請求」とあるのは「訂正請求」と読み替えるものとする。

(利用停止請求権)

第39条 何人も、自己を本人とする保有個人情報が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該保有個人情報を保有する実施機関に対し、当該各号に定める措置を請求することができる。

(1) 第7条の規定に違反して保有されているとき、第8条第1項から第3項まで及び第5項の規定に違反して収集されているとき又は第13条第1項の規定に違反して利用されているとき 当該保有個人情報の利用の停止又は消去

(2) 第13条第1項又は第14条第1項の規定に違反して提供されているとき 当該保有個人情報の提供の停止

(3) 第9条第3項の規定に違反して保存されているとき 当該個人情報の消去

2 未成年者又は成年被後見人の法定代理人は、本人に代わって前項の規定による当該保有個人情報の利用の停止、消去又は提供の停止(以下「利用停止」という。)の請求(以下「利用停止請求」という。)をすることができる。ただし、当該本人の利益に反すると実施機関が認めるときは、この限りでない。

(利用停止請求の手續)

第40条 利用停止請求をしようとする者は、当該利用停止請求に係る保有個人情報を保有している実施機関に対して、次に掲げる事項を記載した請求書を提出しなければならない。

- (1) 利用停止請求をしようとする者の氏名及び住所
- (2) 利用停止請求に係る保有個人情報の内容
- (3) 利用停止を求める箇所及び利用停止の内容
- (4) その他実施機関が定める事項

2 第18条第2項及び第3項の規定は、利用停止請求について準用する。

(保有個人情報の利用停止義務)

第41条 実施機関は、利用停止請求があった場合において、当該利用停止請求に理由があると認めるときは、当該利用停止請求に係る保有個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な範囲内で、当該保有個人情報の利用停止をしなければならない。

(利用停止請求に対する決定等)

第42条 実施機関は、利用停止請求に係る保有個人情報の利用停止をするときは、その旨の決定をし、利用停止請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

2 実施機関は、利用停止請求に係る保有個人情報の利用停止をしないときは、その旨の決定をし、利用停止請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

(利用停止決定等の期限)

第43条 実施機関は、前条各項の決定(以下「利用停止決定等」という。)を、利用停止請求があった日から起算して30日以内にしなければならない。ただし、第40条第2項において準用する第18条第3項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、この期間に算入しない。

(利用停止決定等の期限の特例)

第44条 実施機関は、利用停止決定等に特に長期間を要すると認めるときは、前条の規定にかかわらず、相当の期間内に利用停止決定等を行うことができる。この場合において、実施機関は、同条に規定する期間内に次の事項を利用停止請求者に書面により通知しなければならない。

- (1) 前条の期間内に利用停止決定等を行うことができない理由
- (2) 利用停止決定等を行うことができる期限

(訂正及び利用停止をした場合の提供先への措置の要求等)

第45条 実施機関は、第33条及び第41条の規定による保有個人情報の訂正及び利用停止をした場合においては、当該提供を受けている者に対し、速やかに、当該提供に係る個人情報の訂正及び利用停止その他の当該実施機関と同様の措置を講ずるように求めなければならない。この場合において、当該実施機関と同様の措置を講ずるように求められた者は、その結果を書面により実施機関に報告しなければならない。

2 実施機関は、前項の規定による報告があったときは、当該訂正及び利用停止の請求者に対し、速やかに、当該報告の内容を書面により通知しなければならない。ただし、第13条第2項ただし書の規定により通知をしていないときは、この限りでない。

(個人情報の存否に関する情報)

第46条 第22条の規定は、利用停止の請求について準用する。この場合において、同条中「開示請求」とあるのは「利用停止請求」と読み替えるものとする。

(他の法令との調整)

第47条 第17条から第30条までの規定は、他の法令の規定により、行政文書の閲覧、縦覧等の手続が定められているとき、行政文書の謄本、抄本等の交付の手続が定められているときその他第28条第1項及び第2項に規定する方法と同一の方法(開示の期間が定められている場合にあつては、当該期間内に限る。)による保有個人情報の開示の手続が定められているときにおける保有個人情報の開示については、適用しない。

2 第31条から第38条までの規定は、他の法令の規定により、保有個人情報の訂正の手続が定められているときにおける保有個人情報の訂正については、適用しない。

3 第39条から前条までの規定は、他の法令の規定により、保有個人情報の利用停止の手続が定められているときにおける保有個人情報の利用停止については、適用しない。

4 前3項に規定するもののほか、保有個人情報が次に掲げるものに記録されている場合にあつては、第17条から前条までの規定は、適用しない。

(1) 新聞、雑誌、書籍その他不特定多数の者に販売することを目的として発行されるものであって、実施機関が取得したもの

(2) 一般に入手し得る刊行物等であつて、実施機関が取得したもの

### 第3節 不服申立て

(不服申立て)

第48条 開示決定等、訂正決定等又は利用停止決定等について、行政不服審査法(昭和37年法律第160号)による不服申立てがあつたときは、当該不服申立てに対する決定又は裁



決をすべき実施機関は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、遅滞なく、清川村情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）に諮問し、審査会の議を経て、当該不服申立てに対する決定又は裁決を行わなければならない。

- (1) 不服申立てが不適法であり、却下するとき。
- (2) 不服申立てのあった開示請求について開示決定等(開示請求に係る保有個人情報の全部を開示する旨の決定を除く。この号及び第3項第2号において同じ。)を取り消し、又は変更し、当該不服申立てに係る保有個人情報の全部を開示することとするとき。ただし、当該開示決定等について反対意見書が提出されているときを除く。
- (3) 不服申立てのあった訂正請求について訂正決定等(訂正請求の全部を容認して訂正をする旨の決定を除く。)を取り消し、又は変更し、当該不服申立てに係る訂正請求の全部を容認して訂正することとするとき。
- (4) 不服申立てのあった利用停止請求について利用停止決定等(利用停止請求の全部を容認して利用停止をする旨の決定を除く。)を取り消し、又は変更し、当該不服申立てに係る利用停止請求の全部を容認して利用停止することとするとき。

2 実施機関は、前項の規定により審査会に諮問したときは、次に掲げる者に対し、その旨を通知しなければならない。

- (1) 不服申立人及び参加人
- (2) 開示請求者、訂正請求者又は利用停止請求者(これらの者が不服申立人又は参加人である場合を除く。)
- (3) 当該不服申立てに係る開示決定等について反対意見書を提出した第三者(当該第三者が不服申立人又は参加人である場合を除く。)

3 第27条第3項の規定は、次の各号のいずれかに該当する決定をする場合について準用する。

- (1) 開示決定に対する第三者からの不服申立てを却下し、又は棄却する決定
- (2) 不服申立てに係る開示決定等を変更し、当該開示決定等に係る保有個人情報を開示する旨の決定(第三者である参加人が当該第三者に関する情報の開示に反対の意思を表示している場合に限る。)

(審査会の調査権限)

第49条 審査会は、前条第1項の規定により諮問を受けた事項を調査審議する場合は、実施機関の行った開示決定等、訂正決定等又は利用停止決定等を記載した文書を基に行う

ものとし、審査会が必要があると認めるときは、諮問した実施機関に対し、不服申立ての対象となっている保有個人情報の提示を求めることができる。この場合において、何人も、審査会に対し、その提示された保有個人情報の開示を求めることができない。

- 2 諮問実施機関は、審査会から前項の規定による求めがあったときは、これを拒んではならない。
- 3 審査会は、必要があると認めるときは、諮問した実施機関に対し、不服申立ての対象となっている保有個人情報に含まれている情報の内容を審査会の指定する方法に分類し、又は整理した資料を作成し、審査会に提出するよう求めることができる。
- 4 第1項及び前項に規定するもののほか、審査会は、不服申立てに係る事件に関し、不服申立人、参加人又は諮問した実施機関（以下「不服申立人等」という。）に意見書又は資料（以下「意見書等」という。）の提出を求めること、適当と認める者にその知っている事実を審査会の席上で陳述させることその他必要な調査をすることができる。
- 5 審査会の委員は、職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

（意見の口頭陳述）

第50条 審査会は、不服申立人等から申立てがあったときは、当該不服申立人等に口頭で意見を述べる機会を与えなければならない。ただし、審査会において、その必要がないと認めるときは、この限りでない。

（意見書等の提出）

第51条 不服申立人等は、審査会に対して、意見書等を提出することができる。ただし、審査会が意見書等を提出すべき相当の期間を定めたときは、その期間内にこれを提出しなければならない。

- 2 審査会は、不服申立人等から意見書等が提出された場合、不服申立人等（当該意見書等を提出したものを除く。）にその旨を通知しなければならない。

（提出資料等の閲覧）

第52条 不服申立人等は、審査会に対し、審査会に提出された意見書等の閲覧を求めることができる。この場合において、審査会は、第三者の利益を害するおそれがあると認めるときその他正当な理由があるときは、その閲覧を拒否することができる。

- 2 審査会は、前項の規定により閲覧を認めるときは、その日時及び場所を指定することができる。

( 調査審議の非公開 )

第53条 審査会の会議は、非公開とする。ただし、村長の諮問に応じて行う個人情報の保護に関する制度の改善その他基本的事項に関する調査審議については、公開することができる。

2 会議に用いた記録は、不服申立ての調査審議の段階においては、非公開とする。

#### 第4章 雑則

( 適用除外 )

第54条 第2章及び前章の規定は、次に掲げる個人情報については、適用しない。

- ( 1 ) 統計法(昭和22年法律第18号)第2条に規定する指定統計を作成するために集められた個人情報及び同法第8条第1項の規定により総務大臣に届け出られた統計調査によって集められた個人情報
- ( 2 ) 統計報告調整法(昭和27年法律第148号)の規定により総務大臣の承認を受けた統計報告(同法第4条第2項に規定する申請書に記載された専ら統計を作成するために用いられる事項に係る部分に限る。)の徴集によって得られた個人情報
- ( 3 ) 神奈川県統計調査条例(昭和26年神奈川県条例第43号)第2条第1項に規定する統計調査によって集められた個人情報
- ( 4 ) 図書館その他これに類する施設において、現に一般の利用に供することを目的として、収集し、整理し、及び保存している個人情報

( 開示請求等をしようとする者に対する情報の提供等 )

第55条 実施機関は、開示請求、訂正請求又は利用停止請求(この条において「開示請求等」という。)をしようとする者がそれぞれ容易かつ的確に開示請求等を行うことができるよう、当該実施機関が保有する保有個人情報の特定に資する情報の提供その他開示請求等をしようとする者の利便を考慮した適切な措置を講ずるものとする。

( 苦情処理 )

第56条 実施機関は、実施機関における個人情報の取扱いに関する苦情の適切かつ迅速な処理に努めなければならない。

( 運用状況の公表 )

第57条 実施機関は、毎年、この条例の運用の状況について、一般に公表するものとする。

( 出資法人の責務 )

第58条 村が出資する法人で規則で定めるものは、個人情報の保護に関し、実施機関に準

じた措置を講ずるよう努めなければならない。

(個人情報保護法制度の改善に関する施策の諮問)

第59条 実施機関は、個人情報の保護に関する制度の改善についての施策を立案し、及び実施するに当たって必要と認めるときは、審議会の意見を聞くことができる。

(委任)

第60条 この条例の施行に関し必要な事項は、実施機関が別に定める。

## 第5章 罰則

第61条 実施機関の職員若しくは実施機関の職員であった者又は第12条第2項の業務に従事している者若しくは従事していた者が、正当な理由なく、個人の秘密に属する事項が記録された行政文書(個人情報を含む情報の集合物であって、一定の事務の目的を達成するために特定の個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したものに限る。その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。)を提供したときは、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

第62条 前条に規定する者が、その業務に関して知り得た行政文書に記録された個人情報を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

第63条 実施機関の職員がその職権を濫用して、専らその職務の用以外の用に供する目的で個人の秘密に属する事項が記録された文書、図画又は電磁的記録を収集したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

第64条 第49条第5項の規定に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

第65条 偽りその他不正の手段により、開示決定に基づく個人情報の開示を受けた者は、5万円以下の過料に処する。

## 附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成18年1月1日から施行する。

(清川村個人情報保護条例の廃止)

2 清川村個人情報保護条例(平成12年清川村条例第23号。以下「旧条例」という。)は、廃止する。

(経過措置)

- 3 この条例の施行の際、旧条例第16条の規定により現にされている請求は、この条例の第18条の規定によりされている請求と、旧条例第22条の規定により現にされている請求は、この条例の第32条の規定によりされている請求とみなす。
- 4 この条例の施行の際、現にされている旧条例第25条第1項に規定する行政不服審査法の規定に基づく不服申立ては、この条例の第48条第1項に規定する同法の規定に基づく不服申立てとみなす。
- 5 この条例の施行の際、旧条例第30条第3項又は第4項の規定により、現にされている申出については、なお従前の例による。
- 6 前3項に規定するもののほか、この条例の施行前に旧条例の規定によりした処分、手続その他の行為は、この条例中これに相当する規定がある場合には、この条例の相当規定によってしたものとみなす。

附 則（平成19年9月28日条例第18号）

この条例は、平成19年10月1日より施行する。